

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

誰もが尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れる福祉社会の実現に向けて、平成12年に社会福祉法が改正され、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」が掲げられました。

市町村による地域福祉計画の策定に関する規定が施行されたことにより、下松市では、平成17年に「ふくしプランくだまつ21（下松市地域福祉計画）」を策定し、地域社会におけるさまざまな生活課題に対して、地域を取り巻く全ての人が主体となり進める地域づくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

近年、単身世帯の増加、地域で相互に支え合う意識や人との繋がり希薄化に伴う社会的孤立などの影響により、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、必要な支援に結びつけられないなどの問題が生じています。また、高齢の親と無職独身や障害のある50代の子が同居することによる問題、いわゆる8050問題などのように、一つの世帯で複数の分野にわたる課題を同時に抱えるなど、生活していく上での課題は複雑化、複合化し、対象者ごと、分野ごとに整備されてきた公的サービスを当てはめていくだけでは、対応が難しい地域生活課題が生じています。

このような地域生活課題を解決するためには、地域全体が直面する地域生活課題を住民一人一人が「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域を共につくる地域共生社会を実現していくことが重要です。

「第三次ふくしプランくだまつ」（以下、「第三次計画」という。）の計画期間満了に伴い、今回、第三次計画の基本理念を継承し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくため「第四次ふくしプランくだまつ」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

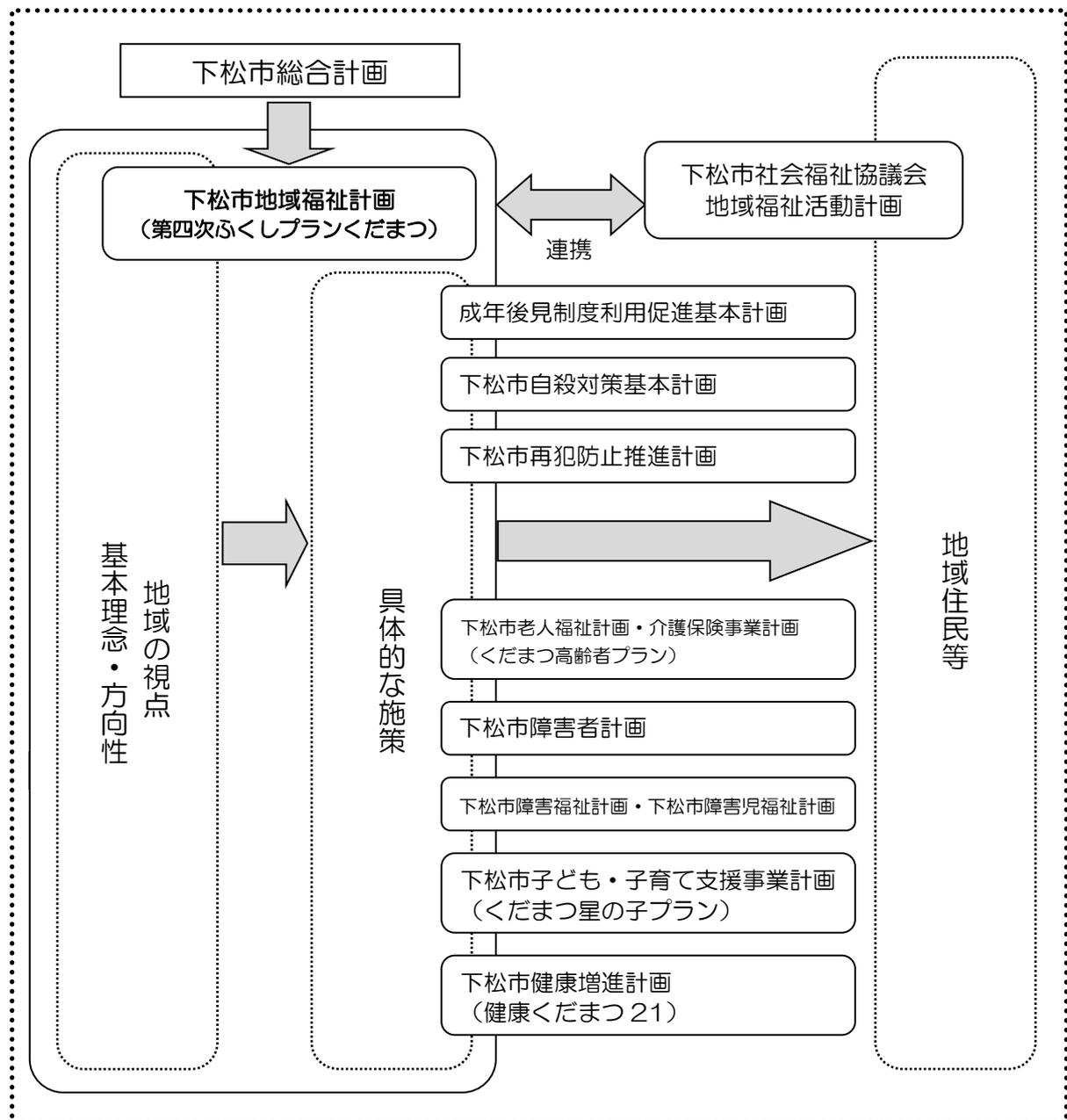
「地域生活課題」（社会福祉法第4条第2項）

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、下松市社会福祉協議会が策定する「下松市地域福祉活動計画」と連携し、行政と地域の協働による地域福祉の推進を目指します。また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものです。本計画は「下松市総合計画」を上位計画とし地域福祉活動の基本的方向を示すものであり、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など個別具体的な施策の展開は、それぞれの分野別計画で展開します。

<地域福祉計画の位置づけ>



「市町村地域福祉計画」(社会福祉法)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3 計画期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。なお、地域の実情や社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
下松市総合計画		計画期間：2011-2020			計画期間：2021-2030						
下松市地域福祉計画 (ふくしプランくだまつ)		第三次			第四次						
成年後見制度利用促進基本 計画		下松市地域福祉計画と一体的に策定									
下松市自殺対策基本計画		計画期間：2020-2024									
下松市再犯防止推進計画		計画期間：2020-2024									
下松市地域福祉活動計画 (下松市社会福祉協議会)		計画期間：2017-2021									
下松市老人福祉計画・介護 保険事業計画 (くだまつ高齢者プラン)		第六次			第七次						
下松市障害者計画		第三次			第四次						
下松市障害福祉計画 下松市障害児福祉計画		第6期・第2期 <small>(第2)</small>									
下松市子ども・子育て支援 事業計画 (くだまつ星の子プラン)		第1期		第2期							
下松市健康増進計画 (健康くだまつ21)		第二次									

※下松市障害福祉計画は第6期、下松市障害児福祉計画は第2期。

4 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

- ◆平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障害者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されるとともに、同年7月、厚生労働省内に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。
- ◆地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され平成30年4月に施行されました。改正の概要は次の通りです。
 - ①地域福祉推進の理念を規定（社会福祉法第4条）

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による「把握」及び「関係機関との連携等」による解決が図られることを目指す旨を明記。
 - ②地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。（社会福祉法第106条の3）
 - ・住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
 - ③地域福祉計画の充実（社会福祉法第107条）

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。
- ◆令和元年12月26日「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめがなされ、地域住民の複合化・複雑化されたニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、次の3つの支援を内容とする新たな事業の創設をすべきとされました。
 - ①断らない相談支援・・・本人・世帯の属性に関わらず受け止める断らない相談支援
 - ②参加支援・・・本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援及び居住支援などを提供することで社会との繋がりを回復する支援
 - ③地域づくりに向けた支援・・・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の3つの支援を一体的に進める新たな事業の創設と市町村における包括的な支援体制の整備のあり方が示されました。

- ◆令和2年6月、「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が、令和3年4月から施行されます。

5 計画策定の体制

(1) 策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、地域組織代表や公募委員などで構成する「下松市地域福祉計画策定委員会」を設置し、新しい計画の策定にあたり検討を行いました。

(2) アンケート調査による市民意向の把握

市内在住の20歳以上の人の中から1,000人を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、地域福祉に関する考え方や意見を本計画に反映させられるように努めました。

(3) 協議体の協力による地域生活課題などの把握

久保地区協議体、米川地区の協議体の協力により、両地区の現状や課題などを意見としていただき、計画に反映するように努めました。

(4) パブリックコメントによる市民からの意見の募集

幅広く市民の方より御意見をいただくため、令和2(2020)年12月18日から令和3(2021)年1月8日まで、本計画の素案を本市ホームページや担当課の窓口などで公開し、パブリックコメント(市民からの意見の募集)を行い、意見の把握に努めました。

(5) 庁内関係部署による審議

関係部署において地域福祉に関する本市の現状・課題などの情報共有を図るとともに、分野別の計画との調整、本計画内容の検討を行いました。

6 計画の推進・点検

本計画を着実かつ効果的・効率的に推進していくため、関係部署による庁内会議において、計画の進捗状況の点検・分析などを行います。また、本計画を推進する上で課題などは、関係者の意見を聞きながら適切に対応することとします。

第2章 地域社会を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移（国勢調査）

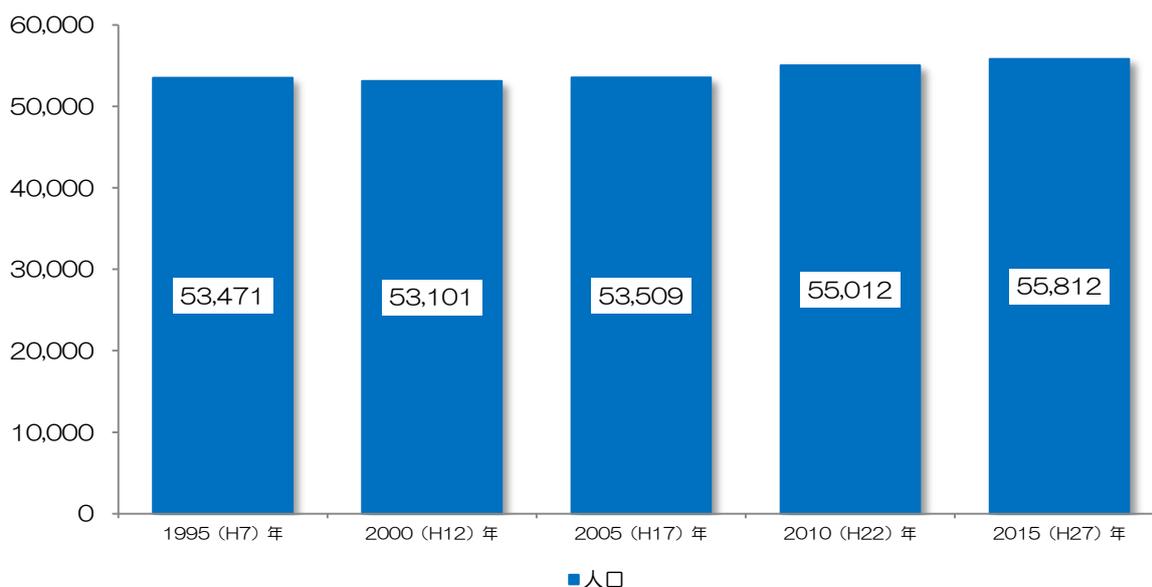
本市の人口は微増傾向にあり、2015年国勢調査では55,812人となり、5年前の2010年国勢調査に比べ、800人増加しました。15歳から64歳の生産年齢人口が減少、65歳以上の老年人口が増加を続けています。

■人口の推移

	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
年少人口（0歳～14歳）	8,452人 15.8%	7,567人 14.3%	7,416人 13.9%	7,859人 14.3%	7,855人 14.1%
生産年齢人口（15歳～64歳）	36,105人 67.5%	35,156人 66.2%	34,206人 63.9%	33,294人 60.5%	31,598人 56.6%
老年人口（65歳以上）	8,914人 16.7%	10,378人 19.5%	11,867人 22.2%	13,790人 25.1%	15,875人 28.4%
総人口	53,471人	53,101人	53,509人	55,012人	55,812人

※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

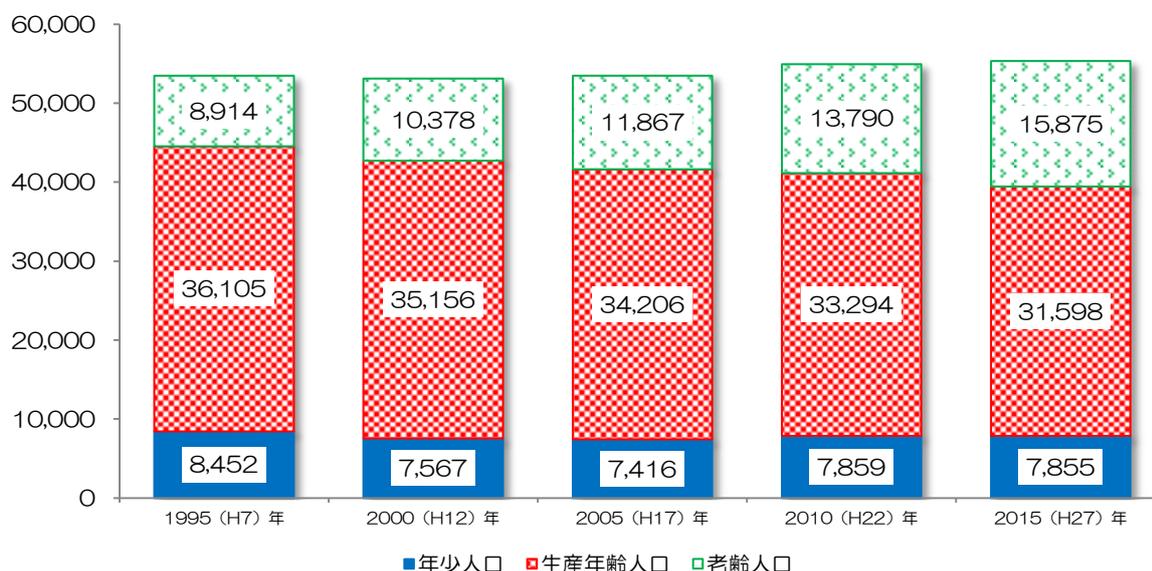
(単位：人)



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

■年齢3階層別人口の推移

(単位：人)



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

(2) 人口の推移（住民基本台帳）

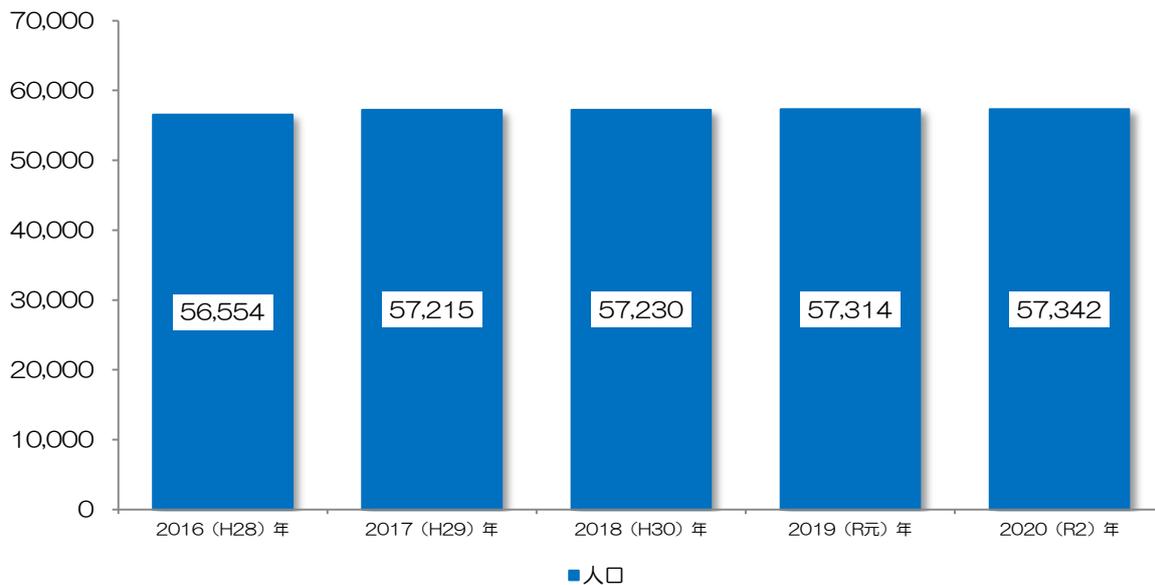
本市の人口は増加傾向が続いており、令和2年9月30日現在で人口は57,342人になりました。総人口に占める割合は、0歳～14歳の人口は14.0%前後、15歳～64歳の人口は57.0%前後、65歳以上の人口は29.0%前後で推移しています。

■人口の推移

	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R元年)	2020年 (R2年)
年少人口（0歳～14歳）	7,931人 14.0%	8,006人 14.0%	7,977人 13.9%	7,993人 13.9%	7,978人 13.9%
生産年齢人口（15歳～64歳）	32,340人 57.2%	32,664人 57.1%	32,615人 57.0%	32,610人 56.9%	32,649人 56.9%
老年人口（65歳以上）	16,283人 28.8%	16,545人 28.9%	16,638人 29.1%	16,711人 29.2%	16,715人 29.1%
総人口	56,554人	57,215人	57,230人	57,314人	57,342人

※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口、総人口に占める割合。

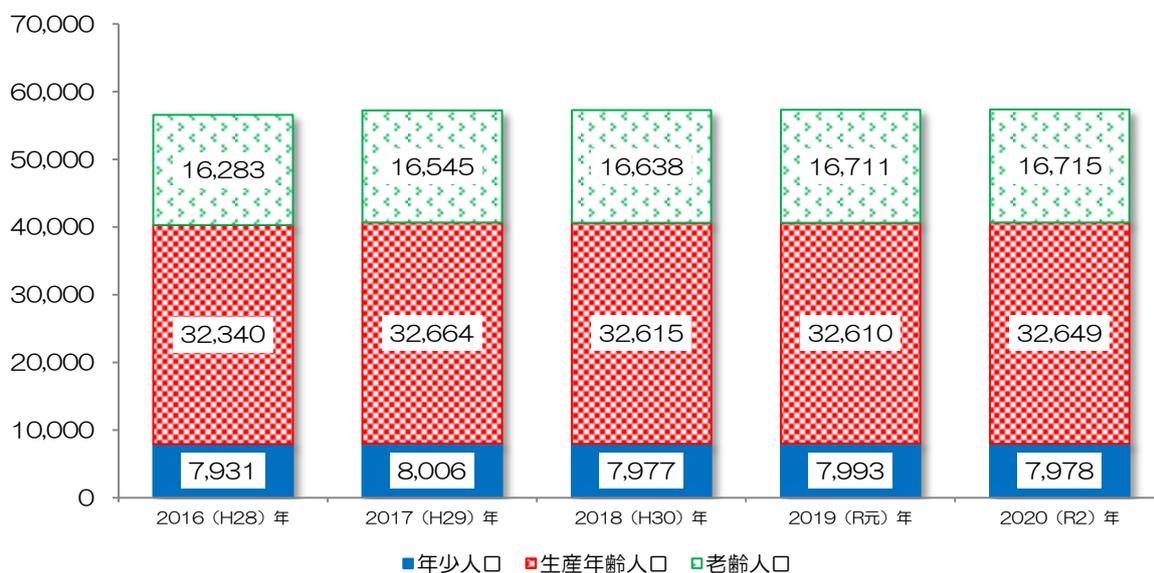
(単位：人)



※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口。

■年齢3階層別人口の推移

(単位：人)



※住民基本台帳、各年9月30日現在の人口。

(3) 世帯の推移（国勢調査）

単身世帯、核家族世帯いずれの世帯も増加が続いています。

■世帯の推移

	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
単身世帯	4,309 世帯	5,041 世帯	6,285 世帯	7,357 世帯
核家族世帯	13,298 世帯	13,805 世帯	14,333 世帯	14,650 世帯

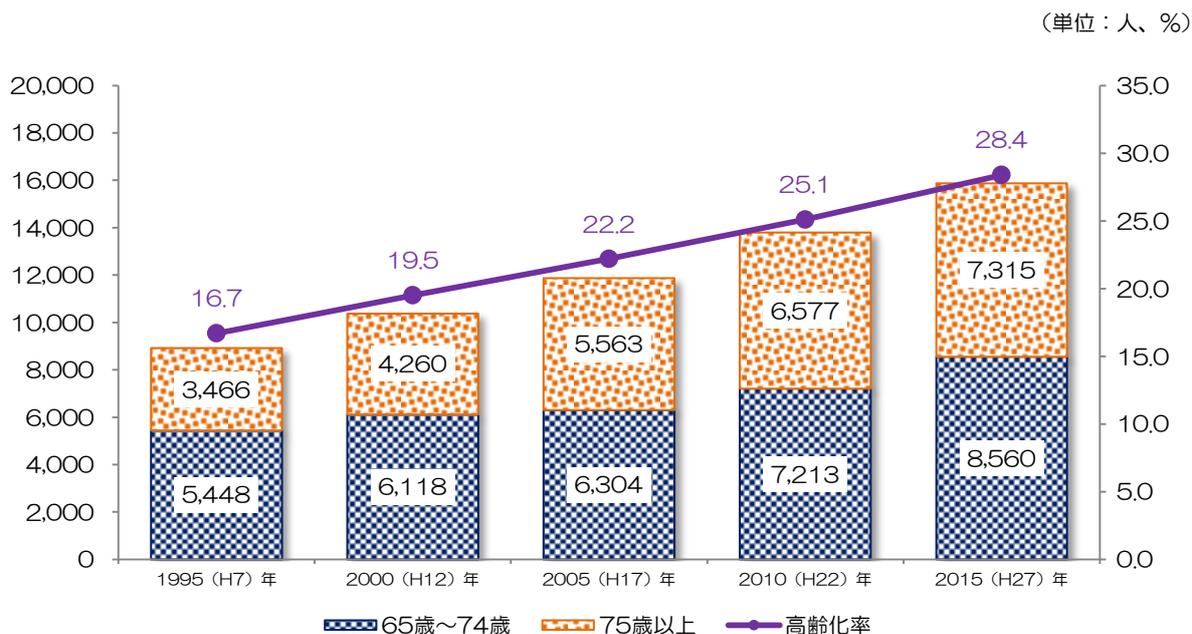
※総務省「国勢調査」より。

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口は増加を続けており、2015（H27）年に65歳以上の人は、15,875人、高齢化率は28.4%となりました。

■65歳～74歳と75歳以上の人口の推移



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

(2) 高齢者のいる世帯の推移

65歳以上の高齢単身者の高齢単身世帯、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯の高齢夫婦世帯、いずれの世帯においても増加が続いています。

■高齢者のいる世帯の推移

	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
単身世帯	1,533 世帯	1,953 世帯	2,457 世帯	2,924 世帯
核家族世帯	2,282 世帯	2,730 世帯	3,109 世帯	3,611 世帯

※総務省「国勢調査」より。

※高齢単身世帯は65歳以上の高齢単身者、高齢夫婦世帯は夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯。

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、2016年に2,936人でしたが2020年に3,060人に増加しました。

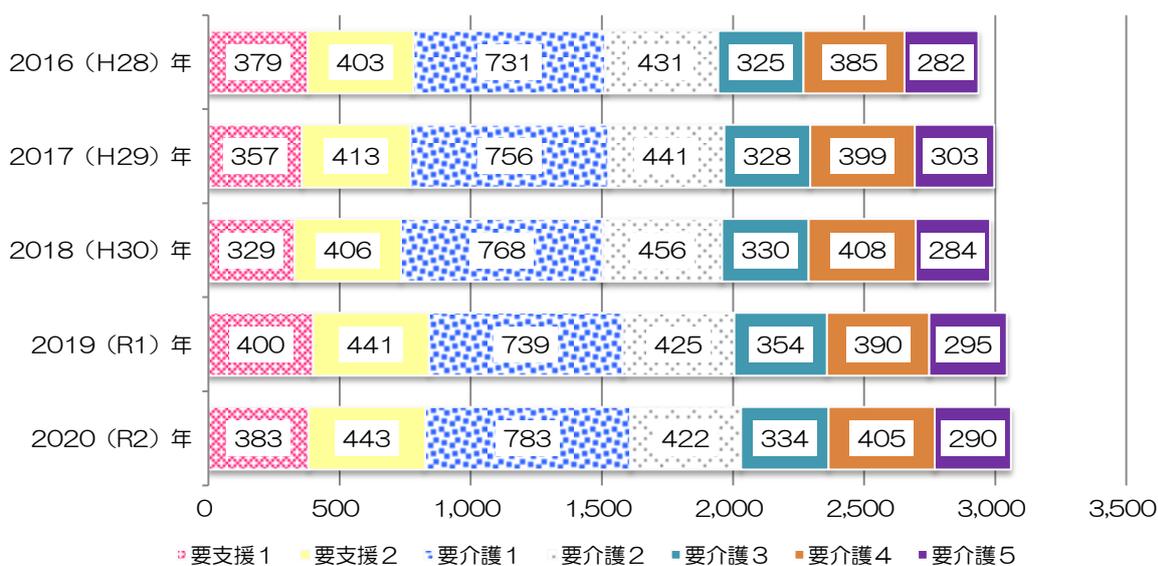
■要支援・要介護認定者数の推移

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
2016 (H28) 年	379	403	731	431	325	385	282	2,936
2017 (H29) 年	357	413	756	441	328	399	303	2,997
2018 (H30) 年	329	406	768	456	330	408	284	2,981
2019 (R1) 年	400	441	739	425	354	390	295	3,044
2020 (R2) 年	383	443	783	422	334	405	290	3,060

※介護保険事業状況報告（3月分）より

(単位：人)



※介護保険事業状況報告（3月分）より

(4) 成年後見利用制度申立件数

	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度
市長申立件数	5件	3件	4件	3件	4件

3 障害者の状況

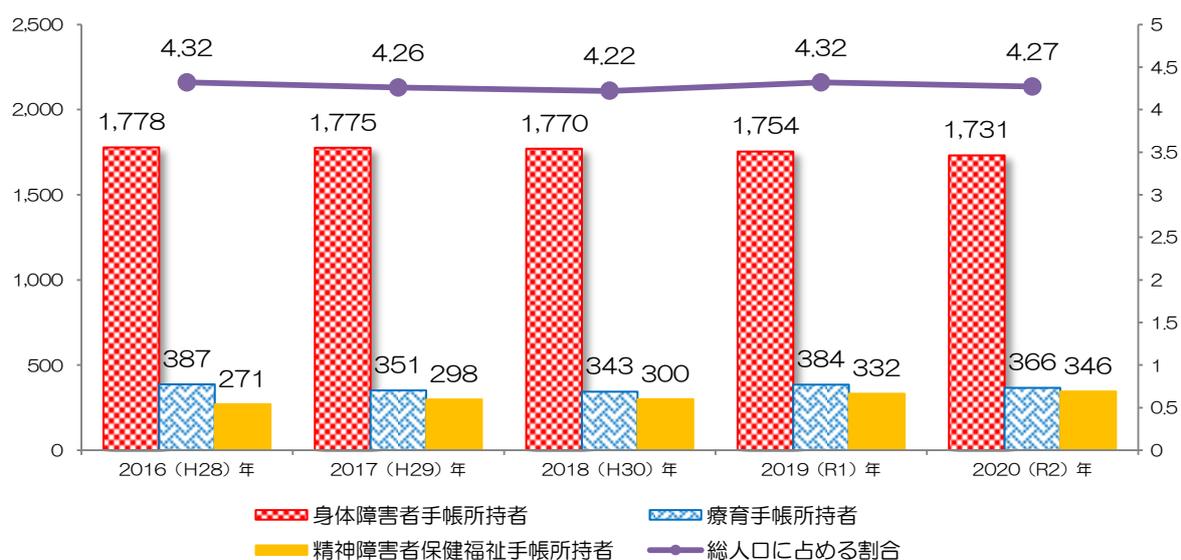
(1) 障害者手帳所持者

■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	障害者手帳	総人口に 占める割合
2016 (H28) 年	1,778	387	271	2,436	4.32
2017 (H29) 年	1,775	351	298	2,424	4.26
2018 (H30) 年	1,770	343	300	2,413	4.22
2019 (R1) 年	1,754	384	332	2,470	4.32
2020 (R2) 年	1,731	366	346	2,443	4.27

※各年3月31日現在。



(2) 成年後見利用制度申立件数

	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度
市長申立件数	0件	1件	0件	0件	0件

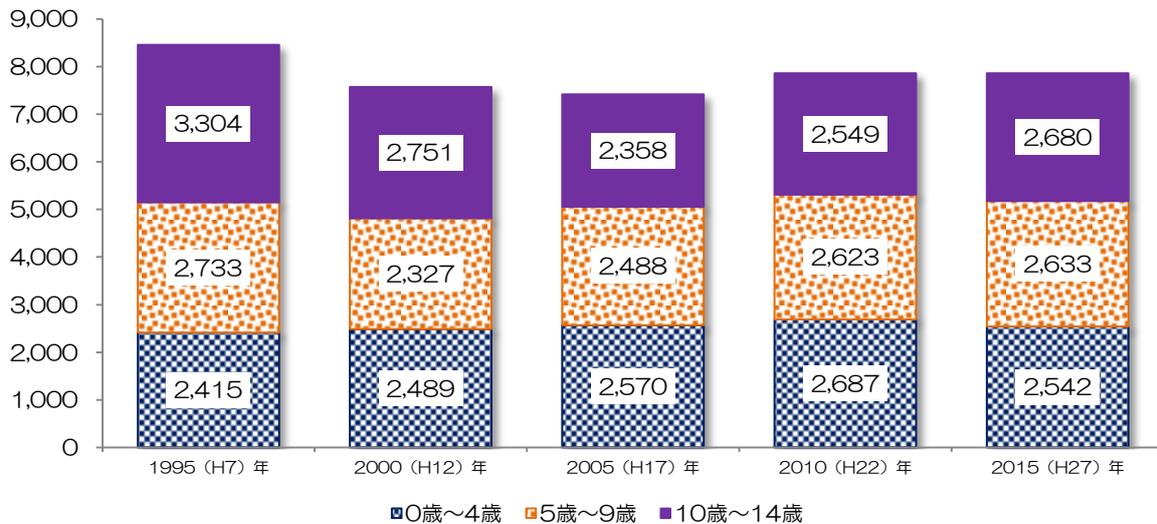
4 子どもの状況

(1) 子どもの状況

本市の2015（H27）年の0～4歳人口は2,542人、5～9歳人口は2,633人、10～14歳人口は2,680人で、2010（H22）年からほぼ横ばいで推移しています。

■ 14歳以下3区分別人口の推移

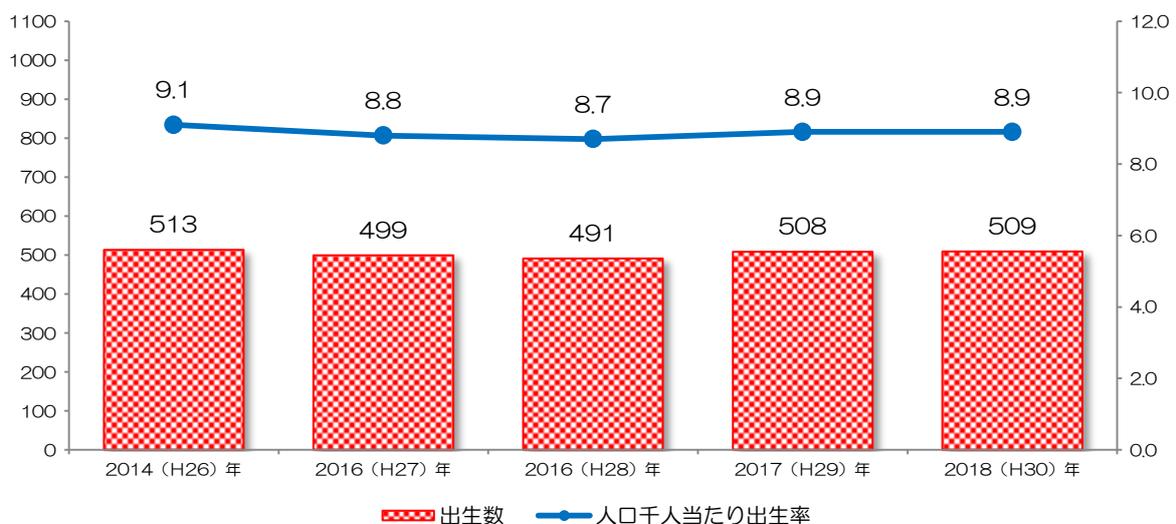
（単位：人）



※総務省「国勢調査」、年齢3階層には年齢「不詳」が含まれないため合計と一致しない。

■ 出生数などの推移

（単位：人、％）

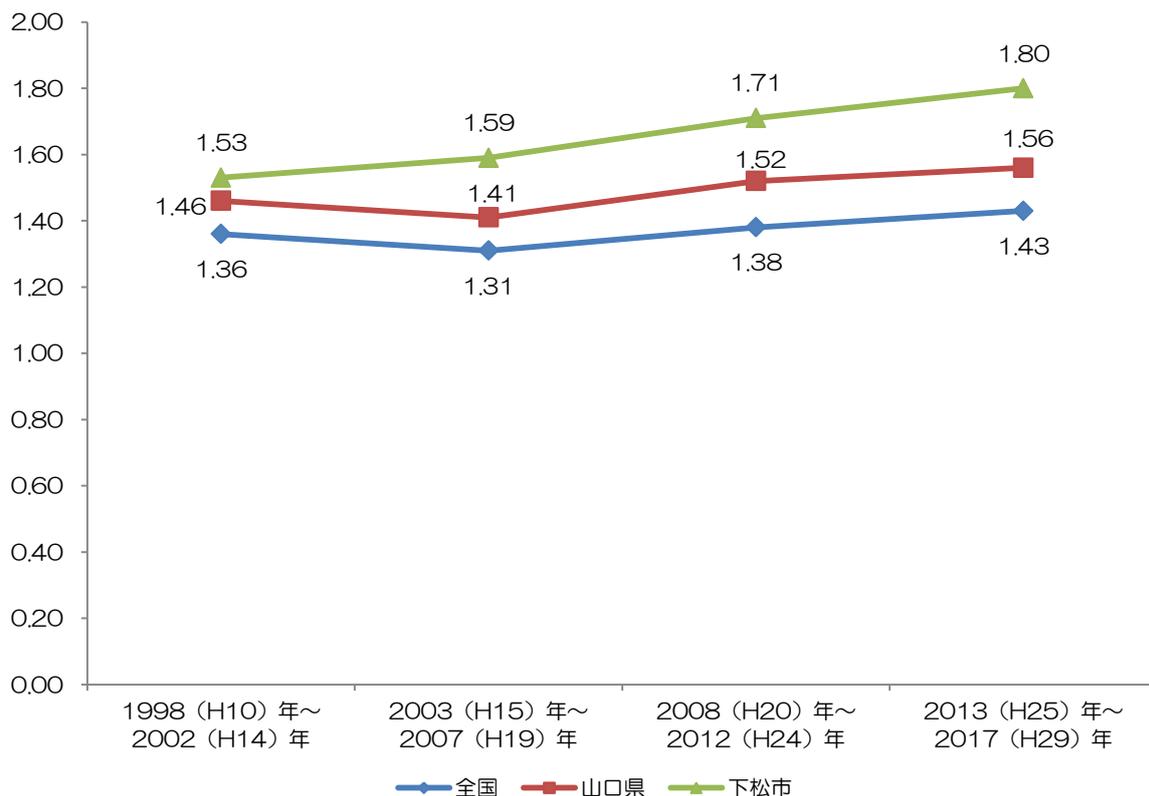


※第2期下松市子ども・子育て支援事業計画より

(2) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移

全国及び山口県の合計特殊出生率（1人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を指す指標）は、回復傾向にあります。本市の合計特殊出生率は、全国及び山口県に比べると、相対的に比較的良好な水準で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



※厚生労働省 人口動態保健所市区町村別統計。

※ベイズ推定値とは、市区町村等の標準化死亡比や合計特殊出生率の算出において、地域間比較や経年比較に耐えうる、より安定性の高い指標を求めめるため、ベイズ統計学の手法を用いることにより、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させた数値です。

5 生活保護の状況

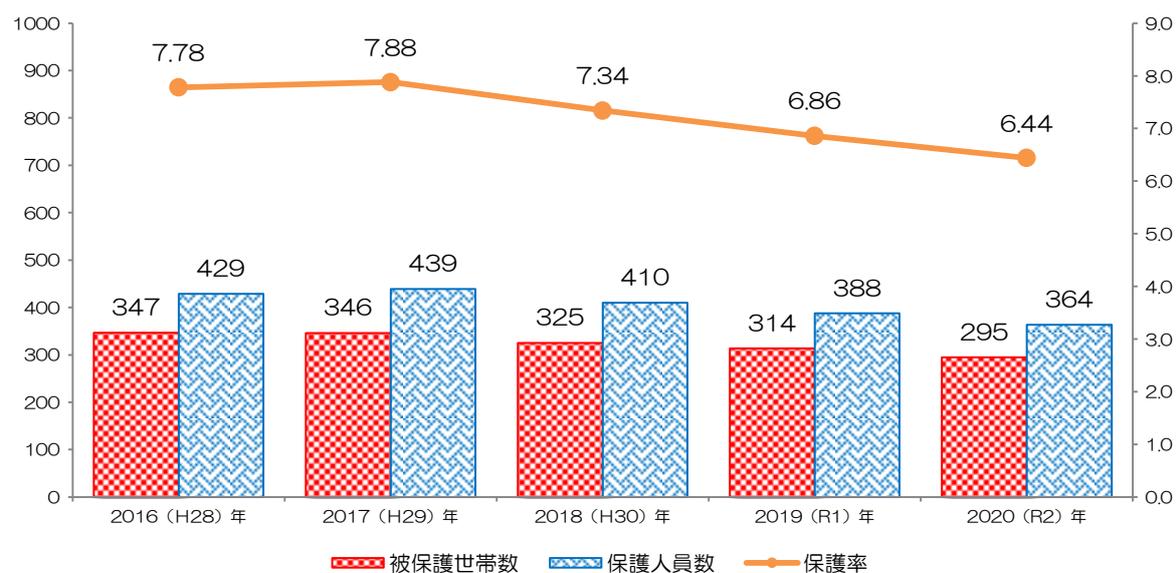
(1) 生活保護被保護世帯数及び保護率の推移

■生活保護被保護世帯数及び保護率の推移

(単位：世帯、人、%)

	被保護世帯数	保護人員数	保護率
2016 (H28) 年	347	429	7.78
2017 (H29) 年	346	439	7.88
2018 (H30) 年	325	410	7.34
2019 (R1) 年	314	388	6.86
2020 (R2) 年	295	364	6.44

※福祉行政報告例（各年3月31日現在）。



6 人口の推計

(1) 人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」によると、2020(令和2)年以降の年齢3階層別人口は、次のように推計されています。

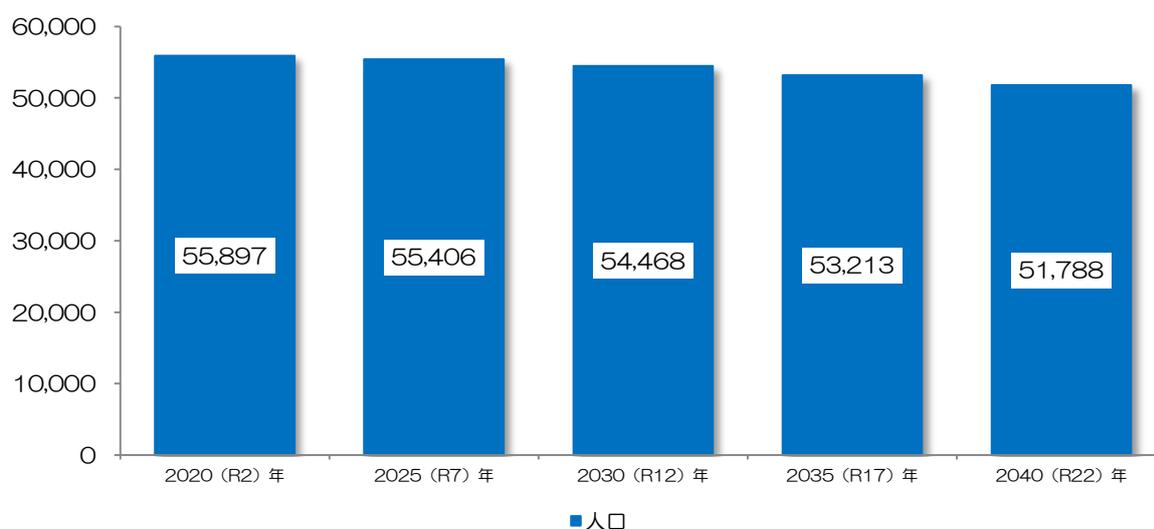
年少人口(0歳～14歳)は減少を続けます。生産年齢人口(15歳～64歳)は2025(令和7)年を境に減少に転じます。老年人口(65歳以上)は減少を続けますが、2035(令和17)年を境に増加に転じ、2040(令和22)年にかけて770人増加すると予測されています。

■人口の推計

	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2030年 (R12年)	2035年 (R17年)	2040年 (R22年)
年少人口(0歳～14歳)	7,694人 13.8%	7,298人 13.2%	6,953人 12.8%	6,609人 12.4%	6,397人 12.4%
生産年齢人口(15歳～64歳)	31,439人 56.2%	31,485人 56.8%	31,392人 57.6%	30,630人 57.6%	28,647人 55.3%
老年人口(65歳以上)	16,764人 30.0%	16,623人 30.0%	16,123人 29.6%	15,974人 30.0%	16,744人 32.3%
総人口	55,897人	55,406人	54,468人	53,213人	51,788人

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より。

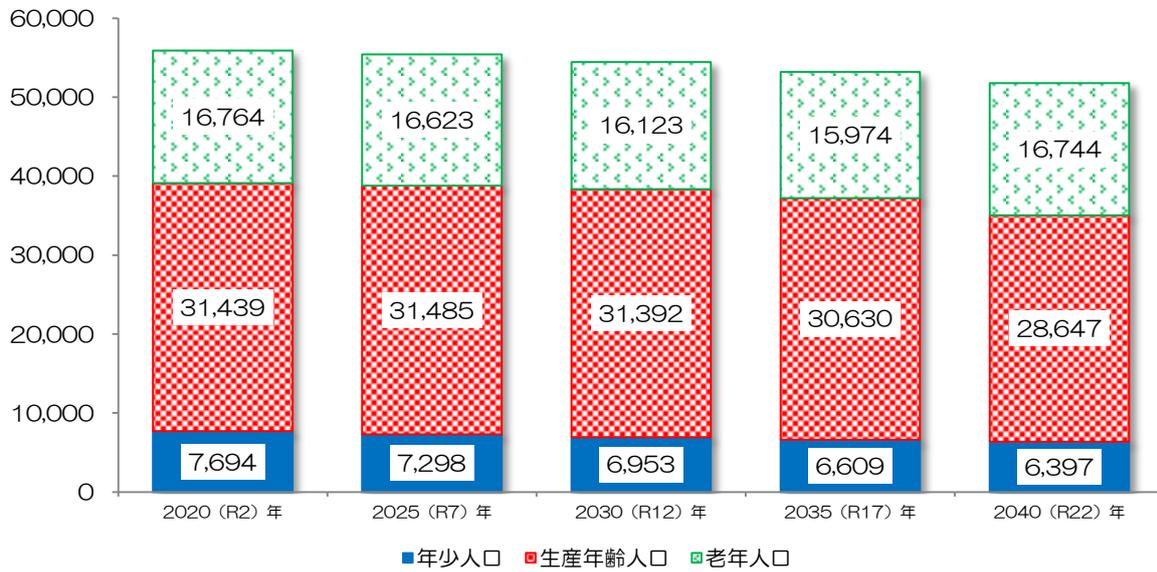
(単位：人)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より。

■年齢3階層別人口の推移

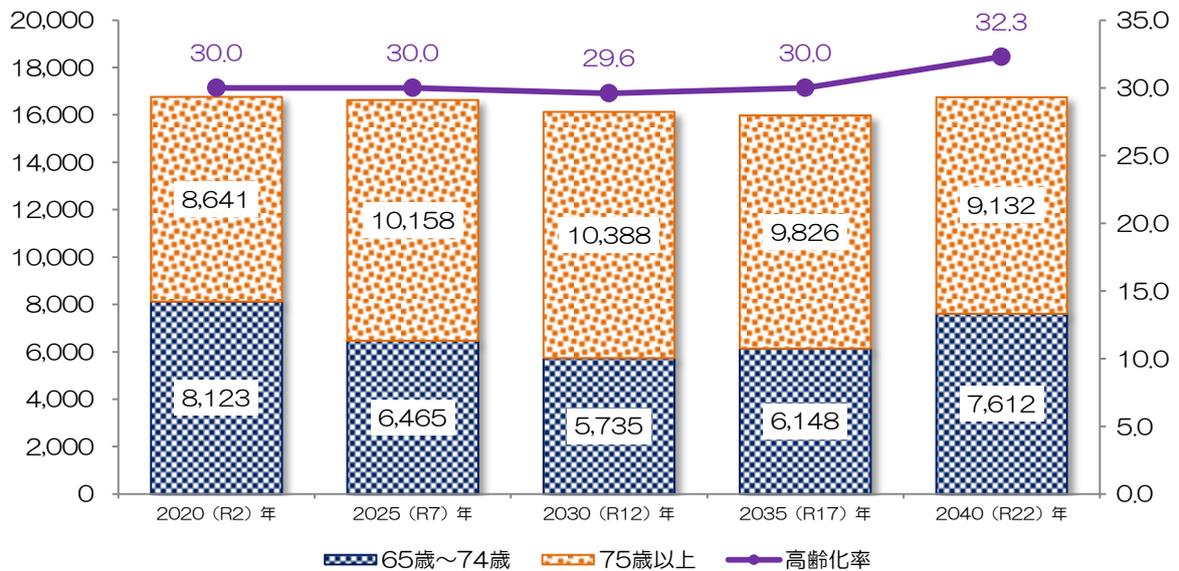
(単位：人)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より。

■65歳～74歳と75歳以上の人口の推移

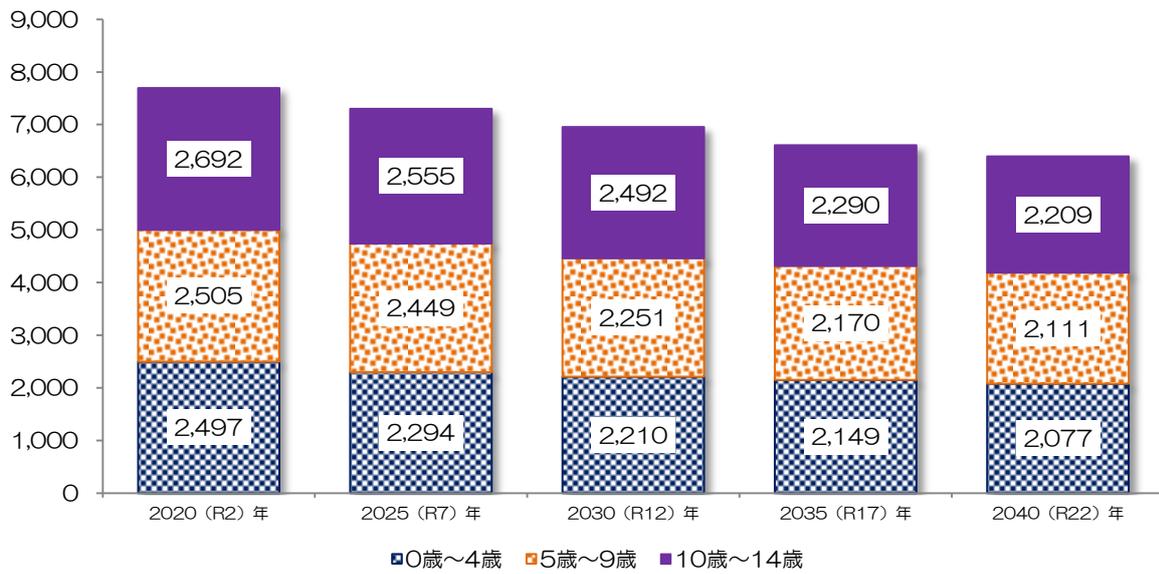
(単位：人、%)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」より。

■ 14歳以下3区分別人口の推移

(単位：人)



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より。

第3章 第三次ふくしプランくだまつの評価

1 第三次ふくしプランくだまつの評価

第三次ふくしプランくだまつの基本理念である「ふれあい、支え合い、しあわせのまち下松の実現」に向けて設定した目標指標に対する現況値は、次の通りです。

◆基本目標1 住民が相互に支え合う福祉意識の醸成

	年度等	H26 年度	R2 年度
自治会活動助成（事業分）申請件数	目標値	—	40 件
	現況値	37 件	39 件 ※R2 年 8 月 31 日時点
見守り協定を締結している事業所数	目標値	—	30 事業所
	現況値	14 事業所	38 事業所 ※R2 年 8 月 31 日時点
認知症サポーターの人数	目標値	—	5,000 人
	現況値	2,456 人	5,379 人 ※R2 年 8 月 31 日時点
地域活動への参加状況	目標値	—	90.0%
	現況値	84.3%	81.1%
「子育てがしやすいまち」と感じる市民の割合	目標値	—	25.0%
	現況値	17.6%	18.6%

◆基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の強化

	年度等	H26 年度	R2 年度
ボランティア団体登録数	目標値	—	27 団体
	現況値	25 団体	24 団体 ※R2 年 8 月 31 日時点
介護支援ボランティアポイント登録人数	目標値	—	200 人
	現況値	—	159 人 ※R2 年 8 月 31 日時点
スポーツボランティアバンク登録人数	目標値	—	200 人
	現況値	—	3 団体、18 人 ※R2 年 8 月 31 日時点
市民活動団体の登録数	目標値	—	15 団体
	現況値	13 団体	13 団体 ※R2 年 8 月 31 日時点

◆基本目標2 地域福祉を担う人材の育成と団体の強化

市民活動室の使用登録団体数	年度等	H27 年度	R2 年度
	目標値	—	25 団体
	現況値	17 団体	18 団体 ※R2 年 8 月 31 日時点

◆基盤整備 地域福祉サービスの基盤整備

市ホームページの月間閲覧件数	年度等	H26 年度	R2 年度
	目標値	—	40,000 件
	現況値	35,793 件	39,871 件 ※R2 年 8 月分
地域福祉権利擁護の利用者数	年度等	H26 年度	R2 年度
	目標値	—	25 人
	現況値	20 人	24 人 ※R2 年 8 月 31 日時点
生活困窮者相談件数	年度等	H27.12	R2 年度
	目標値	—	140 件
	現況値	92 件	237 件 ※R2 年 8 月 31 日時点
福祉タクシー利用枚数	年度等	H26 年度	R2 年度
	目標値	—	19,000 枚
	現況値	17,905 枚	9,171 枚 ※R2 年 8 月 31 日時点
点字ブロックの整備延長	年度等	H26 年度	R2 年度
	目標値	—	12,250m
	現況値	10,580m	12,250m ※R2 年 8 月 31 日時点